

インバウンド対応力強化支援補助金交付要綱

29 公東観地観第 105 号
平成 29 年 4 月 27 日決定
29 公東観地観第 499 号
平成 29 年 9 月 8 日一部改正
29 公東観地観第 887 号
平成 30 年 3 月 30 日一部改正
30 公東観地観第 425 号
平成 30 年 6 月 15 日一部改正

第一章 総則

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が実施するインバウンド対応力強化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、東京都内の宿泊施設、飲食店、小売店等における、多言語対応の強化や公衆無線 LAN の整備などを支援することにより、広く東京を訪れる外国人旅行者の利便性の向上と受入対応の強化を図ることを目的とする。

(補助金交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体及び個人とする。

- (1) 第 4 条から第 6 条に定める施設で、第 9 条に定める事業を自らの費用負担で実施するもの
- (2) 第 7 条に定める中小企業団体等で、第 9 条に定める事業を自らの費用負担で実施するもの
- (3) 第 8 条に定める観光関連事業者グループの代表企業で、第 9 条に定める事業を自らの費用負担で実施するもの

2 ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) 事業税その他租税の未申告又は滞納があるもの
- (4) 営業に関して必要な許認可等を取得していないもの（ただし、補助金申請後、実績報告時までに営業許可を受ける予定のあるものを除く。）

- (5) 東京都に対する賃料・使用料等の債務支払が滞っているもの
- (6) 過去に国・都道府県区市町村等から補助事業の交付決定取消し等を受けたもの、又は法令違反等不正の事故を起したもの
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされているもの
- (9) その他、事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと財団理事長（以下「理事長」という）が判断するもの

（補助金交付対象施設等）

第4条 補助金の交付の対象となる宿泊施設（以下「補助対象宿泊施設」という。）は、東京都内において旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項又は第 3 項の営業を行っている宿泊施設とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類するものは除く。

第5条 補助金の交付の対象となる飲食店（以下「補助対象飲食店」という。）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 東京都内において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）で定める飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けて、営業を行っている店舗であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第 11 項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第 13 項に規定する「接客業務受託営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。
- (2) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）が営業している店舗であること。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。
- (4) 東京都が実施する「EAT 東京」（多言語メニュー作成支援ウェブサイト）の「外国語メニューがある飲食店検索サイト」に掲載されている店舗であること。

第6条 補助金の交付の対象となる小売店（以下「補助対象小売店」という。）は、次の各号に全て該当するものとする。

- (1) 免税販売手続を行う消費税免税店の許可又は販売場が所在する消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）第 18 条の 2 第 4 項に規定する特定商業施設内に免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者が免税販売手続を行う消費税免税店の許可を受けて、東京都内において販売場を設けて営業を行っている店舗であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っている店舗及びこれに類するものは除く。

- (2) 中小企業者が営業している店舗であること。
- (3) 大企業が実質的に経営に参画していないこと。

第7条 補助金の交付の対象となる中小企業団体等（以下「補助対象団体等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合で、東京都内に主たる事業所を有していること。
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会で、東京都内に主たる事業所を有していること。
 - (3) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に規定する生活衛生同業組合で、東京都内に主たる事業所を有し、かつ、その構成員の3分の2以上が、中小企業者であること。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する社団法人及び財団法人で、以下の要件を全て満たすもの。
 - ① 東京都内に主たる事業所を有していること。
 - ② 直近2期分の確定申告書が提出可能であること。
 - ③ 中小企業者4者以上で構成または拠出されていること。
 - ④ 中小企業者が構成又は拠出の3分の2以上を占めていること。
- 2 ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するものを構成員に含む場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第8条 補助金の交付の対象となる観光関連事業者グループ（以下「補助対象グループ」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 東京都内で営業する施設等を有する4者以上の事業者で構成されていること。
- (2) 大企業が実質的に経営に参画していない中小企業者が構成の2分の1以上を占めていること。
- (3) 第3条第2項に該当するものを構成員に含まないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するものを構成員に含まないこと。

（補助金交付対象事業の区分）

第9条 補助金の交付の対象となる事業は、外国人旅行者の受入対応の強化及び無線LAN環境の整備に係る事業とする。

第二章 外国人旅行者の受入対応の強化

(補助金交付対象事業等)

第10条 理事長は、補助事業者が新たに取り組む別表1－1から別表1－4までの補助事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表1－1から別表1－4までの補助対象経費の欄に掲げるるものとする。

なお、別表1－1から別表1－4までの補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、別表1－1から別表1－4までに掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第三章 無線LAN環境の整備

(補助金交付対象事業等)

第12条 理事長は、補助事業者が別表2－1から別表2－3までの補助事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、補助対象経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表2－1から別表2－3までの補助対象経費の欄に掲げるものとする。

なお、別表2－1から別表2－3までの補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

(補助金の額)

第13条 補助金の額は、別表2－1から別表2－3までに掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第四章 雜則

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第15条 理事長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

2 理事長は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第16条 理事長は、補助事業者の名称・代表者名を公表することができる。

2 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(東京都との情報共有)

第17条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、東京都と情報を共有することとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

(外国人旅行者の受入対応の強化に係る補助事業及び補助対象経費等)

別表 1－1 (宿泊施設)

補助事業	<p>補助事業者が補助対象宿泊施設において実施する以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none">1 多言語対応（施設の案内表示・室内設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレット導入等）2 館内及び客室内のトイレの洋式化3 客室の和洋室化4 館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備5 クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入6 外国人旅行者の受入対応に係る人材育成 (研修会の開催、外部セミナーの受講等)7 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業 <p>※上記の事業には、事業実施に係るコンサルティングを含むものとする。ただし、コンサルティングのみの実施は不可とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・施設整備費、備品購入費、設置工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費、機器購入費、謝金、賃借料、委託費等 <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none">・寄付金や広告収入、観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等の収入
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等）・設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費・リース・レンタルによる設置機器に係る経費・契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費・見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費・通常業務・取引と混合して支払が行われている経費・他の取引と相殺して支払が行われている経費・中古品の購入経費・親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く）・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費

補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金等の支払利息及び遅延損害金 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費（観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等を除く。） ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費
補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 1 施設当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内 2 補助限度額 1 施設当たり、上限 3,000 千円（別表 2－1 に掲げる無線 LAN 環境の整備に係る補助事業の補助金額も含む。） ただし、コンサルティングに係る経費は補助対象経費の 1 割を上限とする。

別表1－2 (飲食店)

補助事業	<p>補助事業者が補助対象飲食店において実施する以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（店舗の案内表示・店舗設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレット導入等） 2 店舗内のトイレの洋式化 3 クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入 4 外国人旅行者の受入対応に係る人材育成 (研修会の開催、外部セミナーの受講等) 5 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業 <p>※上記の事業には、事業実施に係るコンサルティングを含むものとする。ただし、コンサルティングのみの実施は不可とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、備品購入費、設置工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費、機器購入費、謝金、賃借料、委託費等 <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金や広告収入等
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） ・設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費 ・リース・レンタルによる設置機器に係る経費 ・契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 ・見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 ・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 ・通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 ・他の取引と相殺して支払が行われている経費 ・中古品の購入経費 ・親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く） ・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 ・借入金等の支払利息及び遅延損害金 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費 ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費

補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>1 補助率 1 店舗当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>2 補助限度額 1 店舗当たり、上限 3,000 千円（別表 2－2 に掲げる無線 LAN 環境の整備に係る補助事業の補助金額も含む。） ただし、コンサルティングに係る経費は補助対象経費の 1 割を上限とする。</p>
------	---

別表1－3 (小売店)

補助事業	<p>補助事業者が補助対象小売店において実施する以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（店舗の案内表示・店舗設備の利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレット導入等） 2 店舗内のトイレの洋式化 3 クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入 4 外国人旅行者の受入対応に係る人材育成 (研修会の開催、外部セミナーの受講等) 5 免税処理の簡素化を図るパスポートリーダー等端末機器の導入 (免税システム等の導入を含む。) 6 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業 <p>※上記の事業には、事業実施に係るコンサルティングを含むものとする。ただし、コンサルティングのみの実施は不可とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、備品購入費、設置工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費、機器購入費、謝金、賃借料、委託費等 <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金や広告収入等
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） ・設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費 ・リース・レンタルによる設置機器に係る経費（ただし、補助事業の5に係るものと除く。） ・契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 ・見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 ・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 ・通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 ・他の取引と相殺して支払が行われている経費 ・中古品の購入経費 ・親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く） ・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 ・借入金等の支払利息及び遅延損害金 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費 ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費

補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>1 補助率 1 店舗当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>2 補助限度額 1 店舗当たり、上限 3,000 千円（別表 2－3 に掲げる無線 LAN 環境の整備に係る補助事業の補助金額も含む） ただし、コンサルティングに係る経費は補助対象経費の 1 割を上限とする。</p>
------	--

別表1－4 (中小企業団体等、観光関連事業者グループ)

補助事業	<p>補助対象団体等又は補助対象グループが実施する以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語対応（案内表示・利用案内・ホームページ・パンフレット等の多言語化、多言語対応タブレット導入等） 2 外国人旅行者の受入対応に係る人材育成（研修会の開催等） 3 その他、理事長が外国人旅行者の受入対応の強化のために必要と認める事業 <p>※中小企業団体等、観光関連事業者グループとして共通した取組を対象とし、各施設等における個々の取組は除く。</p> <p>※上記の事業には、事業実施に係るコンサルティングを含むものとする。ただし、コンサルティングのみの実施は不可とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、備品購入費、設置工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費、謝金、賃借料、委託費等 <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金や広告収入、観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等の収入
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） ・設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費 ・リース・レンタルによる設置機器に係る経費 ・契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 ・見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 ・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 ・通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 ・他の取引と相殺して支払が行われている経費 ・中古品の購入経費 ・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 ・借入金等の支払利息及び遅延損害金 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費（観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等を除く。） ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費

補助金額	財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。
	<p>1 補助率 　1 団体・グループ当たりの補助対象経費の 2 分の 1 以内</p> <p>2 補助限度額 　1 団体・グループ当たり、上限 5,000 千円 　ただし、コンサルティングに係る経費は補助対象経費の 1 割を上限とする。 ※観光関連事業者グループの場合、構成員の過半数が同一のものである場合は、同一グループとみなす。</p>

(無線 LAN 環境の整備に係る補助事業及び補助対象経費等)

別表 2－1 (宿泊施設)

補助事業	<p>補助事業者が補助対象宿泊施設内にある以下の箇所で実施する、外国人旅行者が利用可能な公衆無線 LAN 設置事業</p> <ol style="list-style-type: none">1 ロビー2 食堂（宿泊者が利用する施設に限る。）3 宴会場4 その他多くの宿泊客が利用する施設5 客室 <p>※上記 5について補助事業として実施するためには、上記 1から 4いずれかの施設において無線 LAN 環境の整備を行うこととする。ただし、上記 1から 4までのいずれかの施設について、無線 LAN 環境の整備が既になされている宿泊施設はこれに該当しない。</p> <p>※無線 LAN 機器の設置箇所数は、一つの宿泊施設につき 50 箇所を限度とする。ただし、過去に東京都又は財団が実施した補助金の交付実績を有する宿泊施設については、50 箇所から補助金により無線 LAN 機器を設置した箇所数を除いた数を限度とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・機器購入費・設置工事費（機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設に係る経費を含む。） <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none">・寄付金や広告収入、観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等の収入
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none">・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等）・設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費・リース・レンタルによる設置機器に係る経費・契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費・見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費・通常業務・取引と混合して支払が行われている経費・他の取引と相殺して支払が行われている経費・中古品の購入経費・親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く）・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費

補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・借入金等の支払利息及び遅延損害金 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費（観光庁の実施する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金」等を除く。） ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費
補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1の額又は無線LAN機器の設置箇所数に1万5千円を乗じた金額のいずれか低い額 ・ただし、1施設当たりの補助限度額は、別表1-1に掲げる外国人旅行者の受入対応の強化に係る補助事業の補助金額も含み3,000千円までとする。

別表2-2 (飲食店)

補助事業	<p>補助事業者が補助対象飲食店内にある以下の箇所で実施する、外国人旅行者が利用可能な公衆無線LAN設置事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 客室及び客席 2 その他多くの客が利用する施設 <p>※無線LAN機器の設置箇所数は、一つの店舗につき10箇所を限度とする。ただし、過去に東京都又は財団が実施した補助金の交付実績を有する店舗については、10箇所から補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を除いた数を限度とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器購入費 ・設置工事費（機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設に係る経費を含む。） <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金や広告収入等

補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） ・設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費 ・リース・レンタルによる設置機器に係る経費 ・契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 ・見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 ・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 ・通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 ・他の取引と相殺して支払が行われている経費 ・中古品の購入経費 ・親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く） ・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 ・借入金等の支払利息及び遅延損害金 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費 ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費
補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1の額又は無線LAN機器の設置箇所数に1万5千円を乗じた金額のいずれか低い額 ・ただし、1店舗当たりの補助限度額は、別表1-2に掲げる外国人旅行者の受入対応の強化に係る補助事業の補助金額も含み3,000千円までとする。

別表2-3 (小売店)

補助事業	<p>補助事業者が補助対象小売店内にある以下の箇所で実施する、外国人旅行者が利用可能な公衆無線LAN設置事業</p> <p>1 販売所 2 その他多くの客が利用する施設</p> <p>※無線LAN機器の設置箇所数は、一つの店舗につき10箇所を限度とする。ただし、過去に東京都又は財団が実施した補助金の交付実績を有する店舗については、10箇所から補助金により無線LAN機器を設置した箇所数を除いた数を限度とする。</p>
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器購入費 ・設置工事費（機器の新設に伴い影響を受ける既設機器の移設に係る経費を含む。） <p>ただし、以下は補助対象経費から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄付金や広告収入等

補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・間接経費（消費税その他の租税公課、収入印紙代、通信費、水道光熱費、振込手数料等） ・設備・機器設置後の維持費、メンテナンスに係る消耗品費 ・リース・レンタルによる設置機器に係る経費 ・契約から支払までの一連の手続きが、財団が指定する期日までに行われていない経費 ・交付決定前に発注・施工又は導入した設備等に要する経費 ・見積書、契約書、仕様書、請求書、振込控等の帳票類が不備の経費 ・補助金申請書に記載のものと異なる設備等を購入した経費 ・通常業務・取引と混合して支払が行われている経費 ・他の取引と相殺して支払が行われている経費 ・中古品の購入経費 ・親会社、子会社、グループ会社等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引に係る経費（ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない場合を除く） ・過剰とみなされる機器を導入する経費、一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費 ・借入金等の支払利息及び遅延損害金 ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費 ・その他、理事長が適切ではないと判断する経費
補助金額	<p>財団が補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の2分の1の額又は無線LAN機器の設置箇所数に1万5千円を乗じた金額のいずれか低い額 ・ただし、1店舗当たりの補助限度額は、別表1-3に掲げる外国人旅行者の受入対応の強化に係る補助事業の補助金額も含み3,000千円までとする。